

# 虐待防止マニュアル

## 【児童虐待】

### ○児童虐待の定義

- ① 身体的虐待（殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる等）
- ② 性的虐待（こどもへの性的行為、性的行為を見せる、裸の写真を撮る等）
- ③ 心理的虐待（きつい言葉がけ、きょうだい間での差別、こどもの前で家族に対して暴力をふるう〔DV〕等）
- ④ ネグレクト（閉じ込める、食事を与えない、不潔、車の中に放置する、病院に連れて行かない等）

### ○保育を行う中でこんなこどもの様子があったら注意深く見ていく。

- \* 登所時
    - ・衣服、頭髪の汚れ（毎日同じ服、季節感のない服、におう等）
    - ・不自然なあざ、怪我、やけど、怪我の理由をごまかす、つじつまが合わない
    - ・保護者の言葉に緊張した態度や視線を見せる
    - ・こどもに暴言を吐いたり、強引に引っ張って連れてきたりする
    - ・毎日オムツがパンパンの汚れたまま登所する
    - ・理由不明で欠席するといった兆候がある場合や理由を問わず7日以上欠席が続く
  
  - \* 日中
    - ・コップ等必要なものを持ってこない
    - ・叱っていなくても、すぐに「ごめんなさい」や「おこらないで」と言う
    - ・感情の起伏が激しい
    - ・無気力、無反応
    - ・朝から空腹を訴え、異常な食欲
  
  - \* 降所時
    - ・保護者の迎えを喜ばない、帰りたがらない
    - ・他の保護者に必要以上に甘える
    - ・迎えが頻繁に遅れる
    - ・保護者が怒鳴ったり命令口調で連れて帰る
- ※ 上記のような事象があったら普段から記録を（日付を含む）ボールペン書きで残しておく
- ※ 傷、あざ等は写真に撮って残す（その際、顔も映るように、本人確認の為）

### ○通報のタイミング、連絡先

タイミング・・・朝一番 9:00

連絡先・・・①こども家庭課 94-5666

②こども福祉課 95-1111

※こどもに聞き取りをする際は最低限のことだけにする

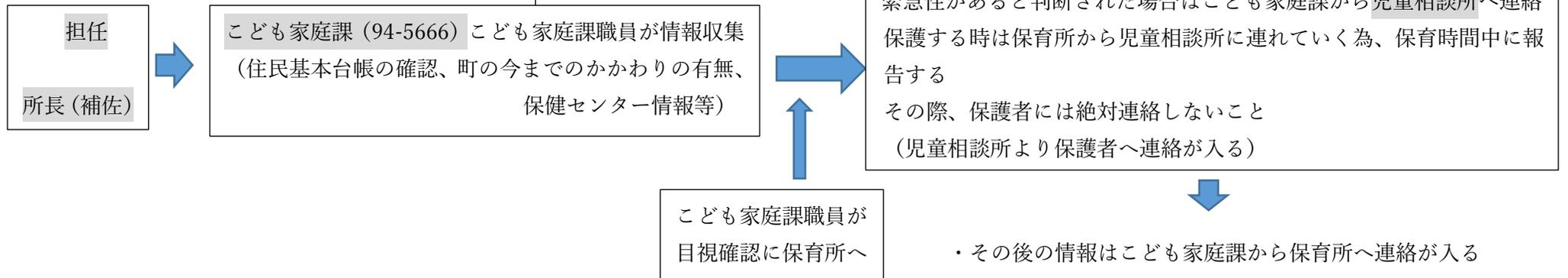
(詳しく聞いてしまうと、こどもは保護者との関係を壊したくないと考えて、話さなくなってしまうことがある)

#### 報告内容

- ① こどもの基礎情報（名前および保護者名、生年月日、住所、兄弟）
- ② 虐待と思われる内容
- ③ 今、現在のこどもの状況（どこにいるか、泣いている、おびえている等）

#### 緊急性が高いケース → 一時保護の可能性が高い為すぐ報告をする

- ◎首から上、危険部位に傷やあざがある
- ◎やけど
- ◎傷やあざが複数ある
- ◎性的虐待
- ◎こどもが家に帰りたくないと怯えている



【報告事項】

保育所

年 月 日 AM : PM :

\* 確認者名 組 担任 ( )

\* 園児名 組 名 ( )

\* 怪我、あざ、傷の有無 有・無

\* 部位 有 ( 頭・顔・体・手・足 )

\* 写真の有無 有・無

・ こどもの身体的な様子 ( )

① おびえている、におう、オムツが朝からパンパンに汚れている等

・ こどもの話した内容 ( )

・ 保護者の様子 ( )

報告した人： 所長・ 補佐・ こども家庭課

※ 所長不在の場合はこども家庭課へ連絡する

【報告の流れ】

担当保育士

・ 報告事項を記載し報告



所長(補佐)

・ 経過観察 or 報告



① こども家庭課  
② こども福祉課

・ 目視にて確認後、観察 or 通告



児童相談所